

○雲南市運転免許取得支援事業補助金交付要綱

令和6年3月22日

告示第287号

改正 令和8年3月24日告示第151号

(趣旨)

第1条 この告示は、従業員の採用及び従業員の能力向上に際して業務に係る運転免許取得費用を負担する市内事業者に対して、経費の一部を補助することにより、人材確保と雇用の安定を図ることを目的として、市が交付する雲南市運転免許取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内運送事業者 雲南市内に事業所を有し、法人代表者、法人役員又は個人事業主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当しない事業者で、市長が適当と認めた事業主をいう。
- (2) 大型免許 車両総重量11トン以上の自動車を運転できる免許をいう。
- (3) 中型免許 車両総重量7.5トン以上11トン未満の自動車を運転できる免許をいう。
- (4) 準中型免許 車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車を運転できる免許をいう。
- (5) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する運転免許をいう。
- (6) 補助対象従業員 補助対象者に雇用されている者（新たに採用される者を含む）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる市内運送事業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とし、雲南市税の滞納がない者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っている事業者

(3) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者

(4) その他市長が認める事業者

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象者が道路交通法第99条に規定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において、補助対象従業員の大型免許、中型免許、準中型免許及び第二種免許の取得のために負担した入学金、教習料、検定試験料その他の経費であって、市長が必要と認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は含めないものとする。

(1) 教習所の定める規定時間を超えた教習等に要する経費

(2) 既に雇用されている者で、第2条第2号から第5号に規定する免許のいずれかを既に有する者が新たに免許を取得するために要する経費

(補助金の額等)

第5条 市長は、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額）とし、1人当たり10万円を限度とする。ただし、国土交通省、公益社団法人島根県トラック協会等から別に補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

3 補助金の交付は、1補助対象者につき当該年度あたり3人分を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雲南市運転免許取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 事業所の市内での所在が分かる書類

(3) 補助対象従業員を雇用している事を証する書類

(4) 運転免許取得者の運転免許証の写し

(5) 補助対象経費の支出を確認できる領収書等の写し

(6) 市税の納税証明書又は未納がないことの証明書

(7) 国、県等の同様の助成の額が分かる書類

(8) 振込口座の通帳の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査

し、適当と認めるときは、交付する補助金の額の決定を行い、雲南市運転免許取得支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、雲南市運転免許取得支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び確定の取消し等）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が交付決定及び確定を取り消す必要があると認めるとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び確定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第11条 補助対象者は、補助金の対象となった経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、交付決定及び確定日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（告示の失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。